

電子処方箋通信あきた（12月号トピックス） 【医療機関・薬局版】

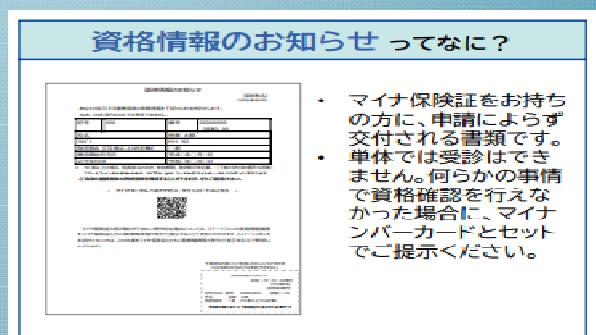
12月2日より 保険資格の 確認方法が変わります



令和7年12月2日以降、期限切れに気づかず健康保険証を引き続き持参したり、保険者から通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者さんも想定されます。

【こうした時は】 保険加入資格を確認し被保険者番号等によりオンライン資格確認を行うなどした上で受診できます！

暫定対応は令和8年3月までなので次回受診時にはマイナ保険証か資格確認書の持参を呼びかけてください



詳細は別添の「医療機関・薬局の窓口における資格確認方法」で御確認下さい